

外国人を雇用する農業者の方へ 不法就労に注意してください

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた農業者も処罰の対象となります。

在留カードは、所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。

外国人を雇用する際は、このポスター又はA4リーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者が働くケース

(例)

・密入国した人や**在留期限の切れた人が働く**

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
・留学生が**許可を受けずに働く**

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

・在留特別許可に該当する人や資格外活動許可を得た留学生等が**許可時間を超えて働く** (原則週28時間)

注意!

農業者も処罰の対象となります!!

不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」

⇒ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**

(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カード等を確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)

在留カード、パスポート等を確認してください!

在留カード等は、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するものです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。

長野県農政部農村振興課 (TEL026-235-7245)